

〔三内口決〕一翠簾

本式主殿之時、母屋之簾各別也、小壁無之候故、自裏板直掛之、仍其長過分候、無鉤丸、其外廂妻戸、格子等、常之翠簾無差別候、其外廂妻戸ハ、可有鉤丸、此外ハ不可有鉤丸、大炊御門一家ニハ、有子細一切不用鉤丸候、限此一家候、

〔宗五大草紙上〕みすかくる事

一かぎもこまるもうちに有べし、内へ卷てかくべし、又かぎなければ、杉原を四に折てた、みて、おなじ程さまへ引出して、それにてあげてゆふべし、神社の前のみすは、かぎもこ丸も外にあるべし、

〔進退記〕御簾高く卷上る事

一御簾のかけ様、神前の御簾は、かぎもこまるも外にあり、人間のみすは鉤もこまるも内にあるものなり、然間、卷時は内へ卷て鉤に懸べし、又みす高く卷くには、引合にても杉原にても、三たけ四たけにもつぎて、四ツに折て、みすの内へ、もつかうきぬの下より、兩方へ同程に引出して、兩方同じごとくにして、みす高く卷上てゆふべし、ゆひ様、一むすびしてねぢかふ也、兩方のねぢかふ所、むかひあふ様に見あはせてする也、其時はかぎもこまるもまきこむる也、自然みす高く卷上られ候事あらば如此すべし、みす卷時は、兩人にてみすの外へ參て卷べし、時により一人にても卷べし、

〔故實拾要七〕翠簾

簾ヲ掛タル間へ入時ハ、簾ノ兩端ノ方ヨリ可入也、中ヨリ不可入、簾ノ垂長垂テ、内へ難入事雖有之、手シテ搖提ゲ不可入也、前廉ヨリ跪テ可入也、

〔西宮記 正月上〕小朝拜